

平成21年 年末の交通安全県民運動実施要綱

実施期間 12月15日（火）から12月31日（木）までの17日間

目的 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 安全は 自ら うちから 地域から

- 運動の重点
- 1 夕暮れ時から夜間の交通事故防止
 - 2 飲酒運転の根絶
 - 3 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	12月15日 (火)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
飲酒運転根絶推進の日	12月18日 (金)	6月1日に施行された改正道路交通法について、各種広報による県民への周知に努めるとともに、繁華街における見せる活動や、飲食店に対し、運転者へのアルコール類の提供禁止を求めるなど、飲酒運転根絶の醸成を図る。
夕暮れ時から夜間の交通事故防止の日	12月22日 (火)	県内主要幹線道路、生活道路等において、夕暮れ時から夜間の街頭指導・広報・啓発活動を強化し、交通事故発生の防止及び年末へ向けての継続した交通安全意識の高揚を呼びかける。

静岡県交通安全対策協議会

《運動の重点》

1 夕暮れ時から夜間の交通事故防止

ア 夕暮れ時から夜間の交通事故防止（トワイライト作戦の推進）

- (ア) 自動車や自転車に対する、早めのライト点灯啓発活動の実施
- (イ) 歩行者に対する、夕暮れ時から夜間における外出時の明るい色の服装や反射材用品の活用啓発活動の実施
- (ウ) 効果的なハイビームの活用指導
- (エ) 安全な通行を確保するための交通安全総点検の実施



イ 高齢者歩行者等の交通事故防止

- (ア) 思いやり パッシング運動の推進
- (イ) 街頭における高齢歩行者や高齢者が利用する自転車への保護誘導活動の実施
- (ウ) 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

ウ 自転車の安全利用の推進

- (ア) 前照灯や尾灯等、点検整備された自転車利用の促進（T Sマークの貼付）
- (イ) 自転車運転中の携帯電話の操作禁止など、改正された静岡県道路交通法施行細則に基づく交通指導と広報・啓発活動の推進
- (ウ) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用促進活動の推進



2 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の危険性・悪質性の認識等、具体的な知識を伝える交通安全教育の実施や飲酒運転根絶気運の醸成
- イ 飲酒運転等の違反点数等が引き上げられ行政処分が強化されたことの広報・啓発の実施
- ウ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施
- エ 各種機会を捉えた飲酒運転根絶広報と酩酊者の自宅までの送り届けの呼びかけ



(2) 企業・飲食店関係

- ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない環境づくりの促進
- イ 運転者への酒類提供禁止の徹底

3 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施

